

令和2年 第3回

南会津町議会臨時会
会議録

南会津町議会

令和2年第3回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 7月27日(月)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎議案第79号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業町道大 新田1号線南郷橋上部工架設工事)の上程、説明、質疑、討 論、採決	4
◎議案第80号 物品購入契約について(さゆり荘建設事業木製家具購入)の 上程、説明、質疑、討論、採決	9
◎議案第81号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第4号)の上程、説 明、質疑、討論、採決	22
◎閉会の宣告	38
◎署名議員	39

令和2年第3回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和2年7月27日(月曜日)午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 議案第79号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工架設工事)
日程第 4 議案第80号 物品購入契約について(さゆり荘建設事業木製家具購入)
日程第 5 議案第81号 令和2年度南会津町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大 宅 宗 吉 町 長 渡 部 正 義 副 町 長
星 英 雄 教 育 長 渡 部 浩 治 総 務 課 長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
渡部秀介	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	星博文	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	菅家康夫	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津正人	館岩総合支所長	羽染正巳	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、こんにちは。

携帯電話等をお持ちの方はスイッチを切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和2年第3回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、馬場浩君、11番、高野精一君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、議案第79号から日程第5、議案第81号までの議案審議については、議会基本条例第10条の規定によって質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願いをいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、また、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

日程第3、議案第79号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工架設工事）を議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 令和2年第3回南会津町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、東京都において連日多くの感染者が確認されるほか、首都圏や関西等の大都市を中心に各地で感染者が増加しています。

また、こうした地域から全国へ感染が広がっている状況にあります。

町は、町民の命を守る感染防止対策、さらには町民の生活を守る経済対策について、全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

本日の臨時会では、国・県補助金を活用した感染症対策事業や町有施設の感染症防止に係る備品購入事業等を補正予算として提案させていただきました。

新型コロナウイルス感染症への対応は長期にわたる取組が必要となってきますが、今後の状況変化に合わせて引き続き対応に万全を期してまいりたい、そのように考えております。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第79号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金事業町道大新田1号線南郷橋上部工架設工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

本工事の概要は、南郷橋橋梁上部工97.0メートルの架設工事でありまして、県内の公共工事業者3社を指名し、去る7月17日指名競争入札を執行した結果、請負金額1億2,585万1,000円で協三工業株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事期間は、令和3年3月31日までを予定しています。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今回の入札ですが、町内の業者が参加をしない、あるいは郡内の業者の参加もないんですが、これはいわゆる技術的な観点から、それを満たす業者がないということなのか、それとも体制が整っていないのか、そのおおよその町の見方というか捉え方をお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回の工事につきましては、橋の鋼橋という、今町長から説明がありましたが鋼橋、鋼の橋と書いて鋼橋という内容になっております。

この鋼橋の上部工事を受注実績がある業者という業者さんというのが郡内、町内ございませんで、探しても県内でこの3社しかございません。こちらにも幾つかの小さな工事をやっているところがあると思うんですが、過去の実績の完成高ですね、工事の完成高を見て数億円以上の実績があるのがこの3社ということで、今回この3社を指名させていただきました。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 受注実績がないということですが、例えば指名あるいは入札をする場合はそういうこともあるでしょうが、一般競争入札の場合、それぞれ条件があると思うんですが、これらの受注実績がないという、受注実績がない原因はどのようにお考えですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

実績がないということですが、橋も、例えば自然の家に架けたような橋ですとか、あれはPC橋という橋で、今回は鋼橋という橋なんです、橋によってもいろいろ製造の基本の構造がございまして、町内でそんなに実績がいっぱいあるわけではございませんので、結果的にその実績がないということになろうかと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる技術的な問題なのか、それとも先ほど私が言ったように、いわゆる建設会社としての体制が整っていないのか、あるいは資格がないからできないのか、この辺はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

技術なのか体制なのか、そういった部分ということでしたが、こちらの指名につきましては、2年に一度指名参加願いが町のほうに出されます。その実績の数字で判断をしておりますので、今回、その中で鋼橋というところに申込みがなかったものですから、申込みがあった業者さんからピックアップしたということですが、町内の業者が体制ですとか、技術が問題あるかどうかという部分までの判断をしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そういうことをちょっと加味して申し上げれば、これの工事の進行管理はどこがされるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 こちらの進行管理につきましては、福島県の技術センターのほうに委託を出していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 県の技術センターのほうに委託をするということは、いわゆる町内、いわゆる町の組織体制の中に工程管理をする能力がない、こういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

工程管理につきましては、町もそこに入りながらやっておりますので、能力がないというふうには考えておりませんが、そこにかかり切りというわけにもいきませんし、今回のように特殊工事、さらには技術的な部分もかなり深いところの技術も必要ですので、そういったところは専門の会社さんというか、組織に委託しているというふうな状況でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いろいろ質疑応答していて感じることは、特殊性とか、特殊工事とかということが出てくるんですが、その特殊という基準、これが一般の人たちは分からないですね。鋼橋、今鋼橋というお話があった。それはいわゆる鋼物の鋼橋なんでしょうけれども、それも含めて町のインフラ整備をするときに、いわゆる社会資本を構築して行って、安全で安心なまちづくりをするときに、その地域に、それに叶う工事以外の業者がいるということは、非常に大事なことです。しかし、こういう工事は毎年あるものでもないもので、そういう工事については、会社としての技術、あるいは体制を維持することは非常に難しいんだらうと私は思うんですね。それが理由かどうか分かりません。

それで聞きますが、この工事を遂行する上で町の業者が何らかの形で関わることはありますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

何らかの形でというのは、ちょっとこの後の部分ですから、元請になった業者さんがどういう工事が地元で協力できるかという部分があると思いますので、今具体的にお答えすることはできません。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 町内の業者にできるだけ受注していこうという方針は、前回お聞きしました。今回、契約をするわけですから、いわゆる発注者側として受注者と協議をしながら、町の建設業界が抱えている問題を整理して、それを相手に、いろいろな意味で寛容するということはできないということによろしいんですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

ちょっと先ほど説明不足で申し訳ありませんでしたが、特記事項ということで、契約の中で下請につきましては、町内業者を基本的に使うことということでの指定はしておりますので、

何らかの形で町内業者さんが関わるということはございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 特記事項に定めているということですね。であれば、ここでお答えできないということはないと思いますね。特記事項で下請について町内の業者さんをとという文言が入っているんでしょう。であれば、答えられるはずですよ。

ですから、一つ一つの設計や工事には、それぞれの特徴や、あるいは技術や、体制や法規や、ものがある。こういうことを町内の実態に合わせてよく精査をして、できる限りいわゆる寛容の範囲内で、町として、いわゆる当局として、発注側として意見を申し上げ、合意を得て執行するということが私は大切だと思うんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

そうですね、今までもそのような形で町の業者さんを使っていただくような指示はしておりますので、今回もそのようにさせていただきたいと思っています。

先ほどのとおり、なかなか常にあるような仕事ではございませんので、どの辺まで町内の業者さんでできるかも含めて指示させていただきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私も以前にお話申し上げていますが、この場所はお互いによりゆる議論を深めて、そしてお互いが見落としのないように、あるいはこの町が抱えている様々な課題に、それぞれの立場でしっかりとすり合わせをしながらいい工事をし、そしてまたその工事をする過程で必要になる雇用や、あるいは安全や、あるいは物資の提供や、そういうものを広げていこうということなんです。ここでのやり取りをそれ自体が課題ではないということを十分理解していただきたい。

以上、申し上げて質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第80号 物品購入契約について（さゆり荘建設事業木製家具購入）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第80号 物品購入契約についてをご説明申し上げます。

本案は、さゆり荘建設事業に伴い、パブリック棟、宿泊棟に町内産木材を主に使用した家具を配置するために、随意契約により町内の木製家具製造業者の加入するNPO法人みなみあいづ森林ネットワークと木製家具購入に係る物品購入契約の締結について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

契約物件の概要は、ベンチ、棚、ベッドフレーム、デスクほかで、契約金額を3,465万円とし、納入期限は令和3年3月16日を予定するものであります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。よろしく願いします。

○室井嘉吉議長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 まず最初にお尋ねしますが、今回のこの物品は、さゆり荘の前年のパブリック棟と今年度の宿泊棟、トータルのものでしょうか、それとも今回の宿泊棟のみのものでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

今回の木製家具の購入につきましては、パブリック棟、それから宿泊棟含めてのものとなっております。

ちなみに、今回の木製家具の台数であります、パブリック棟が90台になります。いろいろな大小のものを含めて90台ということになります。それから、宿泊棟につきましては140台ということで、合わせて230台の木製家具を購入するというものでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、去年のやった工事、パブリック棟では、家具は注文はなかったということよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

パブリック棟工事におきまして、一部建てつけ工事の中で、建築本体工事の中で作成した家具、例えばお客様を迎え入れるカウンターのようなもの、そういったものを一部造ってございますが、ほぼ今回の木製家具の購入ということで一括整備をするものでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この家具が多分森林ネットワークという地元の会社を使うということは、地産地消に沿ってなっていると思うんですけども、では、パブリック棟で行った家具はもちろん町内のものなのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、パブリック棟で多くの家具を設置しているわけでございせん。その中で、昨年、建築本体工事と一緒に製作している家具ですが、そちらのほう県産材ということで整備をしております。町内産ということでなくて、県産材ということで整備をしております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 県産材ということなんですね。ということは、今回は町産材ということで、パブリック棟と宿泊棟、その定義が違くと理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答え申し上げます。

基本的には、なるべく町産材を多く使用するというものでございますが、一部県産材も入っ

てくるところもございます。こちらの木製家具につきましても、全て町産材ということではありません。一部は県産材を使用するところもございます。そちらにつきましても、考え方が違うということではなくて、なるべく多く町産材を利用いたしますけれども、価格の面であったり、それから町産材はなるべく表に出す部分を使いますけれども、隠されたところ、そういったところにつきましても、県産材についても利用するという考え方でやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 そういうことでしたらば、町内の例えば、すみませんが、しつこく聞いて申し訳ありませんが、パブリック棟において、それをできるお店屋さんがなかったということでもよろしいんですか。それとも町内のお店屋さんを使ったかどうかをちょっと確認したいんです。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

パブリック棟につきましては、家具製作というところが主な骨子ではなくて、建築主体というその中でできるところは整備もしました。

これから本年度工事におきまして、パブリック棟、例えば床張りの工事があるんですけども、そういった木製の部分の工事については、今年やる。それで宿泊棟、それからパブリック棟につきましては、昨年、新さゆり荘のビジネスプランというようなことで委託をかけて、さゆり荘のイメージをどうしていくんだというような計画をつくりました。それで、さゆり荘につきましては、今度の新さゆり荘につきましては、施設のトータルイメージ、それから室内の内装をどうしていくんだという部分を計画しましたので、それに合わせた形で今回、木製家具をそれに合ったものを調達するというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません、パブリック棟において、町内のそういうお店屋さん、家具屋さんとかいろいろありますよね、それを優先的に使うように、さっき建設課長が言ったとおり、特記仕様書とか、そういうもので書いてあったかどうか、それでそれを使ったかどうかをお聞きしているんです。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 答えいたします。

パブリック棟につきましても、町内業者が落札して町内業者が施行しましたので、そのような形になっていると理解しております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今のこれまでの質問から、本題に入らせていただきます。

この随意契約で森林ネットワークにこのあれですよ、3,465万円、この金額、これ町産材を使うということでこの会社を指名したと思うんですけども、この予定価格の3,568万8,400円の予定価格の正当性ですよ、適正。これはどうやって確保したんでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

予定価格の設定ということでありまして、今回全て総数で230点あって、オリジナル家具ということをお願いしました。新さゆり荘のイメージに合うような形のオリジナル家具を製作するというので、福島県建築共同設計組合、こちらのほうに家具製作の委託をかけた上で、それで1点1点図面を起こしまして、大きさ、寸法、それから材質、色彩、色合い等を全て図面に起こしました。

その上で、例えば杉材を使う、栗材を使うというような仕様を定めまして、その上で必要な材の数量、これを積み上げまして、そこに係る今度製作の人員費、そういったもの、諸経費を算出いたしまして、1点1点価格を設定しております。

非常に大きな家具から小さな椅子等、そういったものいろいろありますから、1点1点金額は違いますが、そういった形で1点1点の金額を出しまして、それを230点合計したものが今回の予定価格でございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、この随意契約の物品の購入は、南会津町の財務規則に従って契約を結んだんでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

まず、契約する場合においては、自治法の中で指名競争入札であったり、随意契約であったり、そういったことがありますよという定めがあります。それを受けて、地方自治法施行令の中で、随意契約できる予定価格について幾らまでですよという定めがあります。それはその範囲の中で地方自治体の規則で定めるということになっておりますので、町の財務規則の中でそれぞれ定まっております、それに基づいてやるということなんです、実はその財務規則では、財

産の買入れは80万円ということになっております。ただし、それ以外に随意契約によることができる場合として、地方自治法の施行令に定められている要件に基づいて今回は契約を結ぶということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 財務規則125条に、随意契約の上限が示されていると思います。それは今言われたとおり、物件に関しては80万円、工事、あと製造に関しては130万円と書いてあると思います。これは工事、製造の部類に入るんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 今回の場合については、財産の買入れということで考えております。

ただし、それは80万円ということになりますが、これはあくまでも随契の予定価格の限度額ということなんです、地方自治法施行令の中で、この予定価格以外にでも契約できる要件ということで、先ほどから言いますように、契約の目的がその性質上、どうしても限られた特注の造る方がそこしかいないというような場合については、地方自治法の中でその契約でオーケーということになりますので、よろしく願いいたします。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

地方自治法施行令に随意契約できる案件が何件かございます。

まず、議員がおっしゃられている地方自治法施行令の第167条の2という条文の中に、随意契約の項目が何件かございますが、その中で第1項目で、別表に定めるものについては、地方公共団体の規則で定める額でやっていいですよというのが工事請負ですから130万円、物品の購入等ですと、先ほど総務課長が言いましたように、80万円ですか、その金額。それ以外に、第2項のところで、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」、この金額のほかに別な項目という形で示されております。その性質が目的に、指名競争の目的にそぐわないというのは、今回、町産材を活用すること、それから地元の業者、能力のある業者でやるというふうなことから、この第2項を今回は準拠して簡易選定という形をしたところでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 どうも解釈の違いといったら何ですが、その中の中で、上限が130万円ということになっているんじゃないですか、これ。まだちょっと待ってください。

随意契約でこの、例えば財務規則の中にこう書いてあります。「随意契約はできれば2つ以上の見積りを取るのがよい」とも書いてあります。私は、自治法のことを言っているんじゃないです。南会津町の財務規則に書かれていることを聞いているんです。財務規則で答えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今ほどの契約の金額の関係なんですが、それは先ほどから申し上げているように、工事の製造請負は130万円、財産の買入れは80万円ということでございます。これは定められております。

ただ、地方自治法施行令の中では、それ以外にいろいろな場合、金額によらずできる場合という形で定められておりますので、それに基づいてやっているということでございます。

それから、見積書の徴収であります、財務規則の127条に「なるべく2社以上のものから見積書を徴さなければならない」ということになっております。

ただし、今回の場合については、町内の材を使っての特殊なこと、できているものを買うということではなくて、造ってやるということなものですから、1社ということではやっております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。相当特殊なものだということが分かりました。

ならば、そんなに特殊なものが実際必要なんでしょうか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、新さゆり荘は宿泊施設でございますので、なるべく施設の内装とか、そういったもの、お客様の目線に立った整備をしたいというふうに考えております。

どこの施設でもそうかと思うんですが、例えば汎用で入るものよりは町産材を使ったオリジナルですということで、木のぬくもりであるとか暖かみを与えるような、そういった家具と、それから建物がマッチングするような製品を配備したいというふうに考えておりますので、今回このような形にしたものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今の説明だと、ということは、町産材を使った家具ですね、それをこの数値的にも230個というふうになってはいますが、そこが製造できるというのは、このみなみ

あいづ森林ネットワークだけということに理解してよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○酒井浩哉南郷総合支所長 お答えいたします。

森林ネットワークは、平成25年に町内19の素材生産業者でありますとか、あるいは大工さんであったり、建築設計関係の方だったりということで組織されたものであります。素材生産、まず、町内産を多く使う際に材の確保というのが大変、一民間施設だと大変になるというふうなことから、そういった材の確保から加工、そういったことをこのNPO法人で生産から加工まで全て一貫してできるような体制にしようということにできた組織であります。

これまで伊南保育所の家具でありますとか、あるいはこの新庁舎の家具、それからさいたま少年自然の家の新築工事の際の家具、そういった施工実績がありまして、なかなか町内でこういった家具生産を町内産を使って家具を製造するというところまで一手にできる業者は非常に少ないのかなということで、この森林ネットワークと随意契約をしたいというものでございますので、よろしく願いいたします。

○2番 馬場 浩議員 分かりました。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今話を聞いていまして、ちょっと腑に落ちなかったところが幾つかありますので、質問をさせていただきます。

副町長が、いわゆる地方自治法施行令の167条2項で不動産云々というお話があったんですが、そこをちょっと聞き漏らしたんでもう1回申し訳ないんですが、説明いただけますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 条文全部を読んでしまったので、そういうことです。もう一度記述されている中身を朗読させていただきます。

「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と、こういうのがこの条文でございます。

今回、この条文の物品の製造というところと、それから町産材の活用、その加工というところが競争入札に適さないというふうなことから、この条文を用いたということにございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 解釈の相違はあるんでしょうけれども、通常保険や何かの取扱いの場

合も、いわゆる家屋については不動産扱いになりますね。中に入っている家具類については、これは動産扱いだと思うんですけども、そうすると、この場合は、宿泊棟については、不動産扱いということで捉えているということによろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 不動産の買入れ又はということで、別なものということでございまして、物品の製造、修理、加工、そういったところで、これについては不動産ではなくて、動産の位置づけで契約をするということでございます。今回の議会の議決案件についても、動産については700万円を超えるということから提案したところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 これちょっと内容を見てみると、ベンチ、棚、ベッドフレーム、それからデスクとありますが、これらは先ほど南郷総合支所長が説明した、いわゆる森林ネットワークでないといけないものというふうには、どうしても理解できないんです。こういう表現だと。

これが町産材といっても、この後、補正予算で出てくるんでしょうけれども、町産材を使用した場合の新築の助成金補助制度もありますよね。そういった町産材として証明する手続というのは、どうなっていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

町産材の証明につきましては、伐採届けによりまして、実際の山から搬出されたものを持ちまして、町産材という形で証明をしているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 伐採届け等で証明が可能であれば、この森林ネットワークでなくても町産材を使用する工務店というものはあるのではないのでしょうか、それとも先ほど14事業所と言いましたかね、19でしたっけ。そのほかに、では、町内にはそれらの素材生産や、あるいは製材所や、あるいは工務店が全部森林ネットワークに入っている、加入しているというふうに理解していいんですね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

加入している団体につきましては、18社ございまして、その中に素材生産業者、さらには製材所さん、さらには木工品、加工品を取り扱う加工業者さん、それに森林組合等が入っている

ところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 その業種がどこに入っているかと聞いているんじゃないで、それ以外、森林ネットワークに加入していない工務店や製造業はあるかということを知っているんです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

森林ネットワーク以外に入っていない工務店等もでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 今日でなくてもいいんですが、森林ネットワークのいわゆる設立趣意書、あるいは規約、そしてまた目指すべき目的、こういったものをぜひ教えていただきたい、こう思います。入っている人がいる、それでさっき言ったように、素材生産からいわゆる製材加工まで一貫して非常に効率よくできるという説明がありました。とても素晴らしいことだと思います。しかし、それに加入しないという人もいます。そうすると、加入していない人はなぜ加入しないのか、どこに原因があるのか、調べてみたいというふうに思いますので、後からでもいいですから、森林ネットワークの規則や設立趣意書をご提示いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 今、資料の提示のご質問をいただきました。ある意味森林ネットワークの了解を得ないと、これもできないのかなということでございます。議会のほうに判断をゆだねたいと思います。

○室井嘉吉議長 いやいや、ちょっとお待ちください。審議時間十分ありますから、資料でもらうでなく、今聞いてください。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる随契する相手方の規則とか、組織体系とか、あるいはそこが目指す目的とか、今まで十分承知した上で随契しているんじゃないでしょうか。ということは、町執行部側は当然それを知っていて、理解していて、それで公平性も保たれてこの業者と随契をすると、こういうことになっているふうに私は理解しているんですけども、違いますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 その部分は、議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、資料の提示ということであれば、取扱いがちょっと違って来るのかなと。議長からこの場合で資料を提示とい

うか、言葉で説明ということであれば、手持ち、持っているかどうか分かりませんが、対応するという事にさせていただきます。

○室井嘉吉議長 今質疑でございますし、ここは議論する場ですから、資料の提出を求める場ではございませんので、時間も十分、まだ22分残っていますから、その時間内に質疑を続けてください。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 質疑をする場合も、そこにどういう精神が流れ、どういう規則がない、それが分からない場合は、質疑が前に進まない場合もあるから、私は申し上げている。それが出せないというのであれば、続けましょう。

○室井嘉吉議長 いやいや、ちょっと質問者にお聞きします。

○4番 湯田芳博議員 はい。

○室井嘉吉議長 その規則なり何なりを示してほしいということだと思うんです。

○4番 湯田芳博議員 それがないと次の質問できないです。

○室井嘉吉議長 分かりました。

準備できなければ暫時休議しますので、準備してください。

答弁できますか。

農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

特定非営利法人みなみあいづ森林ネットワークにつきましては、設立の目的につきまして、先ほど平成24年度に設立された法人でございまして、この南会津町につきましては、豊かな森林資源を背景といたしまして、素材生産や製材業等の産業が盛んな地域でございましたが、最近、近頃、近年でございしますが、国産材の低迷などによりまして、林業を取り巻く状況が厳しい中、産業全体を疲弊している状況にある中で、地域の林産業に関わる者同士が連携をいたしまして、豊かな森林資源と多面的な有効活用による地域全体の活性化を図ることを目的として設立されたものでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 目的は分かりました。

では、加入の条件等の規則はいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 加入等入会につきましては、特に条件を定めていないというところでご

ざいます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 NPO法人の認定を受けている団体でしょう、それが決めてないんですか、加入の条件というのが。いわゆる加入の条件がないというふうに決めているんですか、それとも加入の条件は決めていないんですか、どちらですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

正会員と賛助会員ということで2つの会員がございまして、その中の入会については、特に条件は決めていないというふうなところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 規則をちゃんと見てからでいいですから、正確に答えてほしいんですが、では、正会員と賛助会員はどこがどういうふうに違う、区分されているんですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 具体的に申し上げますと、特に大きな変化はございませんで、この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体ということで、正会員、賛助会員、どちらも同じような規定となっております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それだったら、正会員と賛助会員分ける必要がないんじゃないですか、同じであれば。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 大きく申しますと、入会費等の問題等がございまして、その辺と、あと活動内容が、賛助会員ですと地域じゃなく地域内の方々につきましても、賛助会員として加入をしているような状況でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうすると、地域外というのは、町外というふうに理解してよろしいんでしょうかね。町外の人たちも賛助会員として参加できる。しかし、町内にこの森林ネットワークに加入していない人たちがいる。それはなぜだか分かりますか、原因は。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 内容については、特に把握をするところではございませんが、やはり森林ネットワークいろいろな目的がございまして、素材生産業者、それに製材所さん、さらには

加工所さんということで加入をさせているところではございますが、特にこういった理由で入っていないというふうな明確な理由については、今現在承知をしておりません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は、解釈の問題を言っているのではなくて、いわゆる事実認識を共有したくて言っているんですね。事実認識を今度解釈に、例えば移行した場合に、森林ネットワークに入っていない工務店やそれ以外の事業所があるとすれば、ここで随意契約してしまつて問題ないんですか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答え申し上げます。

今回、森林ネットワークを選定した理由には、素材生産、製材を終わった後の製品としての供給、それを加工するという一連の行為ができる組織ということで取り扱っていますので、そこに全ての町内の事業者が参加している、いないというのは、判断材料には入ってこなかったということでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、先ほど建設事業の中で特記事項というのがありましたが、今回のこの随意契約をした後、あるいは随意契約をするに当たって、それらの町内の関係者と何らかの事業の連携ができるのか、あるいは連携すべきかどうか分かりませんが、それらについて特記事項として定める考えはありますか。

〔「では、休議して……」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 暫時休議しますか。

〔「正確に答えてもらいたい」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 それでは、暫時休議します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時01分

○室井嘉吉議長 それでは、議事を再開をいたします。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

契約関係について申し上げます。

契約については、会員の中で事業を実施できるものでございますので、特に下請ということ
は考えておりませんので、特記事項に付記するということはありません。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

特定非営利活動法人みなみあいづ森林ネットワークの定款につきましては、インターネット
のほうで公表されておりますので、後程プリントアウトをしまして配付したいと考えておりま
す。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 せっかく町産材をいわゆる素材生産から加工、しかも組み立てして工
事として完成品を納品させる。とても素晴らしいことだと思うんですよ。そのときにたまたま
もう少し配慮すれば、非常に町内の人たちが大変ありがたいし、そういう旨である。あるいは
今後自分も加入していこうというようなことになるようにしていかなきゃ。

だから、先ほど南郷総合支所長のほうから、保育所のほうでも使いましたよという話があり
ましたが、使ったからまた同じく使うのではなくて、そこに現状どんなような変化が生まれて
いるのか、どういうことがちょっと配慮が足らなかったところもあるのかないのか、そういう
ことをこれからしっかりと抑えるところを抑えて、業務の執行に当たってほしい。

皆さん忙しいとは思いますが、それは重々承知していますが、そういうことがちょっ
としたことで、町民の方々からありがとうと感謝される。そういう事業、業務になっていくと
思いますので、そこのところを意見として申し上げて、私の質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第81号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 次に、議案第81号 令和2年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,853万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ154億98万1,000円とするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策事業や、林業成長産業化地域創出モデル事業として実施しています町産材の活用を図るための新築住宅等支援事業補助金及び消費拡大支援事業補助金について、今年度の事業実績見込みを踏まえての歳入歳出予算の変更であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金は、小・中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策を図るための学校保健特別対策事業費補助金、並びに文化施設の感染防止対策としての文化芸術振興費補助金を新たに計上し、841万円を追加するものであります。

第16款県支出金は、保育所や学童保育事業等の感染防止対策を図るための新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金500万円を新たに計上するものであります。

第22款町債は、町産材消費拡大事業に充当する過疎対策事業債の追加をするほか、臨時財政対策債を追加するもので、3,512万円の追加補正となりました。

続きまして、歳出の内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、新型コロナウイルス感染症対策として公共施設等に設置する体温測定カメラの購入費624万7,000円を計上するものであります。

第3款民生費は、保育所並びに学童保育事業等における感染予防対策を図るための事業費の

計上で、町立保育所においては、備品購入費、その他学童保育や私立幼稚園等で実施する事業については、補助金として予算計上し、総体では350万円を追加するものであります。

第4款衛生費は、事業の実施内容により、委託料から使用料及び賃借料へ予算の組替えを行うものであります。

第6款農林水産業費の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市場が低迷している町内林業関連事業者の事業継続と町産材のPR等を図るため、広葉樹材普及事業委託料、町内保育所等用の木工製品購入費等を新たに計上するほか、林業成長産業化地域創出モデル事業として実施している町産材使用新築住宅等支援事業、並びに町産材消費拡大支援事業について今後の見込みから事業費を追加するもので、総体では2,856万9,000円を追加補正するものであります。

第9款消防費は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、体温測定カメラの購入費370万1,000円を追加するものであります。

第10款教育費は、小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、備品等の購入費を計上するほか、御蔵入交流館会議室の換気対策として、窓の改修工事費を計上するなど、総体では1,661万円を追加するものであります。

また、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」のとおりであります。

なお、6月に成立した国の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が追加されることとなり、本町には3億9,569万6,000円が追加交付されることになりました。

追加された交付金につきましては、これまで予算化した事業と本臨時会に計上しました事業、さらには9月定例会に計上を予定している事業への充当を検討していることから、9月定例会において一括して予算計上することとしましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

つきましては、慎重審議を賜り、議決をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 一般補正の10ページ、教育費ですが、項目少ないので2つ、小学校費、中学校費の備品購入費それぞれ、先ほど町長の提案の中にも話がありましたけれども、こ

の備品購入費の、私は一般質問ではぜひ町で購入してくださいというふうな提案をしたんですけども、この購入の仕方と何をどのくらい買うのか、あるいは各学校と、小・中学校等で自主性というか、特殊性を踏まえて許されるのかどうか、お願いします。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えをいたします。

今回の予算につきましては、学校保健特別対策事業費補助金に基づいて予算化したものでございます。こちらにつきましては、もう既に報道等で示されております1校当たり100万円の補助というものでございまして、基本的には学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるというような内容になっております。

しかしながら、内容的には好きなものを買っていいというものではなくて、あくまでも感染症の対策、学校再開に伴う感染症対策、あとは学習補助等に係る支援事業というものでございまして、国のほうで定めた実施要綱に基づいて支出をするものでございます。

どういったものがその対象になるかといいますと、費目でいいますと消耗品と備品、通信運搬費、賃借料、こういったものになっております。

それで100万円、学校の校長の裁量でという部分ありますけれども、あくまでもこれ予算ですので、どういったものが必要なのかというのを各学校のほうに照会をして、その積み上げを今回予算化したものでございます。

小学校については7校、中学校については4校、合計11校、それぞれの積み上げになっているというようなことでございます。

内容につきましては、それぞれの学校の積み上げというようなことになっているので様々なんですけども、例えば消耗品でいいますと、自動手指の消毒器であったり、あとは非接触型の体温計であったりと、これが消耗品です。あと備品としましては、例えばサーキュレーター、扇風機、そういったものの購入に充てられているというようなことでございまして、これらのほうは学校教育課のほうで一括に各学校のほうに照会をし、その積み上げで予算化するという内容でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 そうすると、各学校の事情を最大限尊重された中身だというふうに理解します。それで購入もそれぞれ11校を総合して学校教育課で発注をすると、そういう理解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

発注については、基本的には学校のほうで発注をしていただくというふうなことで考えております。物によっては、詳細ちょっと把握してない部分もあるんですが、役場のほうで一括して買ったほうが、町として一括して買ったほうが効率のいいものについては、町のほうで購入するというような形で検討していきたいというふうに思っています。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 ちょっと気になるのは、学校ばらばらでやったときに、例えば同じ品物が学校の発注によってちょっと値段が違ってくるようなことが、多分私は起きてくるんじゃないかなというふうな危惧するんですけれども、そういうときというのは、お互い調整するなり、あるいはそういうものについては共同で購入するとか、そういう交流が必要なのかなと思うんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

各学校単位で品物の名称等々全てうちのほうで把握しておりますので、そこら辺再調査しまして、共同購入したほうが効率よく、価格も抑えることができるようであれば、そういうところも検討しながら購入を進めていきたいというふうに思っています。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 要するに、適切に各学校に遅滞なく届く方法でしっかりと取り組んでいただきたいというふうに要請をしておきたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにありますか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 一般補正、歳出の、これは何ページだ、8ページの2総務費、総務管理費の6財産管理費の中の測定カメラ購入費ということであるんですが、どのような活用がされるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回、財産管理費で購入しますのは、個人対応の小さい温度が分かる、流れたときにじゃなくて、固定的なんですけれども、その前に立つと温度が測れる、個人の温度が測れるものが3

台、それから集団対応といいまして、ぞろぞろっと流れの中で温度が分かるものを6台ということで考えておりますが、これにつきましては、やはり公共施設いっぱいあるんですが、やはり教育旅行ですとか、そういったことで団体で例えばホテルに泊まる、フロントの前に大勢がたまるということになってしまいますので、そういったところに集団対応型を配置したいというふうに考えております。

そのほか図書館、本庁舎ということで考えております。ただし、本庁舎につきましては、常時そこに設置するというのではなくて、例えば会議室で長時間何か会議があるとか、不特定多数の方が集まるとか、そういった形のときに設置するような形を取りたいというふうに考えております。

あと商工観光課のほうの中でいろいろイベント等もありますので、そういった形で利用するものということで、一応全部で9台ということで考えております。

なお、ホテル等については、ホテルのフロントのところで当然設置しますので、常時それは職員のほうで管理をしていただくということになるかと思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうすると、その関係からすればもう何というか、全部で9台、移動式が3台で、あと6台はもう大体配置箇所というのは決めているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 6台のほうも移動できるものでございますので、設置についてまた別のところというときにはまた移動、集団型もできるというものになっておりますので、固定という形ではございません。ということで、全部で9台あるんですが、中身としてはホテルに6台、あと図書館、総務課、商工観光課という形で管理したいというふうに思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 どういうふうな形なのか、これからもし動くようになったら、そういうのを見学等させてもらえればいいんじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

そのような機会があればそういった形になるかと思っておりますが、ものについては、この間議会のときにそこに設置して見てもらったああいう形になりますので、その都度移動という形にな

ります。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今の話分かりました。私も勉強させていただきます。

次に、9ページの6農林水産業費、林業費の12番委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金の中身についてそれぞれ説明をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

まず、一般補正9ページの2林業振興費の中の12の委託料について、まずご説明申し上げます。

この委託料につきましては、年間素材生産量の約3分の1が今現在広葉樹となっているところでございまして、広葉樹につきましては、昨年またセイシップということでおおむね素材のほうが大手製紙会社のほうへ供給されたところでございます。今年度からはその製紙会社への供給が停止されたということもございまして、新たに広葉樹を活用するというような方向を探るべく、委託としまして広葉樹材普及事業委託料という形で、今回パンフレットの作成やそれと需要を喚起する商品の開発と素材生産の業者等の集まりといたしますか、そういった形を今回この事業の中で、広葉樹部会の検討会という中を今回この委託料の中で展開するものでございます。

続きまして、17番の備品購入費でございますが、こちらにつきましては、町産木材を使用しました木製品につきましては、町立保育所、こちら田部原保育所と南郷保育所でございますが、木製品の椅子、田部原につきましては40脚、南郷保育所につきましても40脚、それと献立スタンドということで木製のスタンドでございますが、こちらを1台ずつ、さらには館岩幼稚園につきましては、木製の椅子15脚、木製のテーブル10台という形で、今現在、木製品を造っております加工業者さん、家具等を製作している木製生産屋さんがかなり仕事の量が激減をしております。そういった中で、経済支援対策という形で、今回木製品のほうを製作をお願いをするという部分でございます。

続きまして、18番負担金、補助及び交付金の一番上でございますが、町産材使用新築住宅等支援事業補助金でございますが、今年度につきましては、今現在約11棟の新築住宅の使用がございまして、今現在、コロナの関係で、新型コロナの関係で影響を受けまして、特に一般住宅の着工件数が懸念をする方がいらっしゃいます。今回、そういった形で木製品を使用するというので、さらに補助金を増額するわけではございません、1件上限150万円でございますが、

そちらのほうにつきまして、住宅5棟、さらには店舗、倉庫、アパート、非住宅分野につきまして拡大をしまして、木材の利用の活性を図るという中身でございます。

続きまして、町産材消費拡大支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては、スギ材につきましては、特に今現在、価格が低迷をしているというような状況でございます、大手商社を経由して販売をしているところにつきましては、大きな打撃を受けているというような状況の中から、今回、本年度限りにつきまして、杉材について通常2,000円のところを3,000円にかさ上げをするというようなものでございまして、量としては約4,000立方を見込んでいるというところでございます。

最後でございますが、木育・木材利用推進事業補助金、こちらでございますが、こちらにつきましては、暁の星幼稚園につきまして、木のおもちゃを購入をするということでの中身でございますが、やはり子供につきましては小さいうちから木に親しんでいただいて、木のぬくもり、木の匂い、木目の美しさ、そういったものを体感をしていただいて育てていきたいという思いから、今回の中でおもちゃの購入につきまして補助金を出すという中身でございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 町産材消費拡大支援事業補助金なんですが、今回3,000円で4,000立米という中身について、それで何ていうんだ、1,000円アップの中でどの程度それ実際今の採算ベースというか、それには載れるような状態になるんですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今現在、木造価格が、特に杉材についてですが、2,000円程度落ち込んでいるような状況でございます。さらにはA材、B材といわれる建築材や合板材に使うものが、出荷の供給をちょっと今現在ある程度制限をされているというような状況の中で、C、D材ということで、特に燃料チップへの供給が大きくなっているのが今現状でございます。

燃料チップですと、どうしても立方メートル当たりの単価が安価でございますので、そちらのほうにどうしても持っていかざるを得ないというような状況でございますので、そちらのほうのある程度の価格補填も含まれているというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 大分フォローはできるというふうに見て計上しているんですか、ざっくばらんなどころ。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の3,000円につきましては、かなり運搬費としては大きな単価だと思っております、素材生産業者さんにつきましても、今回の3,000円でかなりフォローできるというふうに感じているところでございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 町産材使用の新築関係ね、一応私もこれは前からも言っていますように、本当にいい事業だなというふうに考えていますが、今回、現在11棟で5棟ということで、これで全部この補正予算で対応できるという理解でよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 今現在着工している件数が、補助金を交付しているのが11棟ということでございますが、そのほかに非木材住宅ではございません、住宅といたしましては5棟、そのほかに非住宅といわれるものを3棟今考えてございます。こちらのほうで、合計で8棟のほうで何とかできるのではないかなというふうに考えております。

○6番 渡部訓正議員 了解。

○室井嘉吉議長 ほかにありますか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この資料の中の11ページ、地方債の調書を見てみますと、よろしいですか。今回の補正で、当該年度末現在高見込額が前年度と比べて8億円ぐらい増えています。地方債の借金ですよ、額が増えている。前年度でいくと、11億円増えています。これ、私すごく心配するんですけれども、コロナの影響で地方創生の交付金、それを使うことはすごくいいことだと思います。ですが、こうやって借金が増えてくる。この調書を見る限り、8億円の、前年度と比べて8億円の借金が増えていると、これ大丈夫なんではないかな、ちょっとお聞きします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

財政の健全化という面から考えてということと思いますが、毎年過疎、あるいは合併特例債含めたそれぞれの起債の総枠をある程度計画的にやっております、今年度ですと26、22ぐらいですか、20を超えるくらいになるんですが、これについては、今当然大型需要があるということでそういった形になりますが、数年先を見越してこの現状で抑えていけば、大丈夫なような財政運営になるかというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 以前もらったこの当初予算概要の中で、標準財政というものが書かれていますよね。南会津町の標準財政、これ、これを見ますと、大体80億円ですよ。主要財政指標の中で標準財政と書かれているものが、南会津町では80億円と書いてある。にもかかわらず、これ相当の予算を組まれていますよ。このままでいって、果たして本当に健全化ができるんでしょうか。どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から基本的な考え方をお答えいたしたいと思います。

今までも町の借金ですけれども、結構下りというか、かなりあった時代があったですよ。総体で300を超えた頃の時代もありまして、今はもう100億円近く減っていますよ。

そういう中で、十分今、先ほども総務課長が答弁しましたがけれども、財政をかんがみながら、そして振興計画も見ながら、今まで町政運営やってきました、財政運営やってきました。これからはコロナの対策費、かなりこれからどこまで出るか分かりませんが、そんなことも当然念頭に置きながら、このようになりましたからね。国から前回は1億5,000万円、そして今度が約4億円来るわけで、5億円ちょっと来ているわけですよ。

そういうのはともかくも、そんなことも含めながら、町としては、それに対して今度自主財源も含めながら事業を進めざるを得ないんですが、当然将来の行財政運営をしっかり念頭に置いた運用をしていきたいと、そのように考えております。

ですから、年によって多少事業がかさんで、そして公債費も増える場合がありますが、そこは長期的な展望の中で計画を持ってやれば、私は今のところは何とかクリアできていくと、そのようにも考えておる。そういう中でいろいろな事業の計画を組んでおります。

ですから、確かに一時的に増えはしますが、今後その辺も十分注視しながら、町の財政運営をしていく必要があるということは、これはいつの世でも同じであります。それを十分踏まえた中で、今後もこの財政の活用、運用を図っていきたいと思います。

新聞にも出ていましたけれども、町の、町ということは、自治体の借金が増えている。そして財調といいますかね、そういうのが減っているというわけでありましてけれども、私どものほうも一番合併してから22億円ぐらいまで財調ありました。でも、その22億円ぐらありましたけれども、今は10億円切るぎりぎりみたいのところになっていますが、それも将来を見据えた中での財政運営をしてやっていく。今のところそういう意味では、特別なことがなければ何とかやっていけると、そのような見通ししております。

いろいろ年によって変動がございますけれども、それらを見据えた中で事業を組んで、そして予算の執行をしていきたい。そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。年によって変動はあることは確かです。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ということは、ここの調書にある前前年度と比べると11億円、そして去年と比べると8億円増えていますよね。ということは、このまま下っていくんだか、上がっていくんだかわかりませんが、この人口減少の中、伸びる税収の要素があまり芳しくないこの社会情勢の中で、本当にこの健全化に向かってやっていくということは可能ということでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

当然その見通しを立てながらやっていかなければならない、それが基本でございます。このようなコロナ対策と少雪対策とか、そういうこともあれば、それは財調を崩したり、目的基金を崩したり、臨時的な対応が必要になってくると思います。

ですから、その辺も踏まえた中で、今後の財政といいますかね、自主財源伸びない中で今後の町としてどうやっていくかということは、当然念頭に置いた中でやっていかないと駄目だと思います。

担税能力も、今後、人口が減る中で、私は減ると思います。弱ってくると思います。ですから、そのことも踏まえた中で、それを念頭に入れた中で、しっかりと計画的にやっていくということでございます。増えたから無契約でやっているということではないので、その辺はご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ財政の健全化に向けて、これから頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 1点だけ、9ページの農林水産業費の18節町産材使用新築住宅等支援事業について、先ほど6番議員の質問である程度数字とつかみましたが、ここの中に改築、増改築の部分にもこの補助金があるというふうに思いますが、新築の場合5から7、7から9、未満ですね、9から11というふうになっていまして、増改築の場合は2から3未満、

3から4未満と1立方ずつですけれども、私が知らないだけかもしれませんが、5から7という、6.9の場合は50万円というふうに考えてよろしいんですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

6.9の場合につきましては、6立方までという形で計算しております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 今6立方でいいということは50万円、立方掛ける10万円の計算でいくんですか。そこを聞いたかったわけです。7立方未満ですから、6.9の場合は5立方という扱いになるのかということです。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

5から7立方ということで50万円ということになっておりまして、6.9立方につきましては、7立米未満ということで50万円という形になっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 分かりました。

そこで、増改築の場合は、使う立方数が少ないから細かくしているのかもしれませんが、2から3、3から4というふうに、立方メートルのもとで補助金が決まっております、5立方を超える場合、新築同様の扱いということですが、5立方、6立方、7立方というふうに立方ごとにさせていただいたほうがいいのかというふうに考えますけれども、どうですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 新築住宅のこの木材使用料の数量でございますが、確かにおっしゃるとおり、増改築につきましては、2立方から5立方までにつきましては、1立方刻みという形になっております。

ただ、新築住宅につきましては、2立方刻みにしているところでございますが、やはり1立方刻みでいきますと、補助金の額等につきましても細かくなってしまいますので、一応1立方メートル、2立方メートル換算でしているというような状況でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 それは分かります。ただ、受け取る側からすると、立方掛ける10万円のほうが分かりやすいんじゃないかなと、ありがたいんじゃないかと。6.9と5立方の場合

であれば、1.9立方も違うのに50万円というふうになってしまう。ですから、5、6、7、8、9、10というふうに、補助金は50万円、60万円、70万円というふうに変えていったほうがいいのかなというふうに思いましたので、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 新築住宅の木材使用料につきましては、1立方にできるかどうか、県の中身のほうをちょっと検討させていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 先ほど今回の補正では新築が5棟で非住宅、これ今まで該当しなかったわけでありますけれども、飲食店であったり、商売をやるような施設に対しての新築に対しても、この補助制度が利用できるという、すごく今のコロナで非常に大変な状況の人たちにとっては、ありがたい話だなというふうに思いますが、3棟計画ということでありますけれども、現在もそのような申込みというか、そのようなことはあるのかどうか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 今現在3戸程度のお問合せがありまして、その内訳といたしまして、店舗が1件、あとアパートが2件という形になっております。

○15番 楠正次議員 了解です。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 2つほど質問をさせていただきます。

まず第1点は、6款農林水産業費の林業費で節18、負担金、補助及び交付金で、町産材使用新築住宅の新事業ですが、手続上、私の記憶が間違いでなければ、多分森林ネットワークがチラシを出しているというふうに理解しているんですが、このこと私間違っていますか、どういう手続上、広報として何をされているか教えてください。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

森林ネットワークがチラシをまいたということは事実でございます、こちら森林ネットワークの独自でチラシをまいたというところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、町は独自にやっている行為を黙認していると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

チラシを配布する際に当たりまして、町のほうにこういう形でチラシを配布したいというような中身の相談がございまして、そちらのほうを確認をしまして、承諾をしたというところがございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 実は、先ほども森林ネットワークの話をしましたでしたが、相談をされてそれを承認をしたと、町は承認をしたと、独自で出してくださいということで承認したということによろしいんですね。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 承認をしたといいますか、そのまま出してくださいという形でいたしたところがございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 その根拠は何に基づいていますか。森林ネットワークがチラシを出すという行為は何に基づいていますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

森林ネットワークがチラシをまくという行為につきましては、やはり事業の目的がございまして、南会津町の産業、特に林業は産業でございまして、そちらの分につきましては、何とか活性化させたいというふうな大きな目的がございまして、それとやはり先ほどからもありますように、会員がやはり工務店等様々な業種が入っております。そちらの活性化という意味も込めて配布をしているような状況でございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 例えの話です。例えの話はあまりしたくないんですが、町民がこのチラシを見たときに、どこに連絡を入れるかといったら森林ネットワークですね。森林ネットワークの電話番号も確か入っていたように記憶をしています。でも、これは町の事業でしょう、南会津町の事業ですね。そうすると、これを見た人が、森林ネットワークがやっている事業というふうに誤解を受ける可能性はありませんか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

住民につきましては、確かに森林ネットワークがやっている事業というふうな誤解を生む場合もあるかと考えます。

しかしながら、工務店等にご相談をしていただければ、我々工務店のほうにもこの新築住宅に係ります事業説明も何度もしておりますので、そちらにつきましては大丈夫かなというふうな考えておるところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私たちが大事なのは、不特定多数の人に正しく情報を伝えるということなんです。しかも、町という地方公共団体がすることに、できるだけ疑念を持たれないということをするべき、それは普及を図るために森林ネットワークの力を借りる、あるいは森林ネットワークがそれだけ本気に取り組んでいるんだというのは、ある意味正しいかもしれません。しかし、町の事業でこれらのような形でほかにありますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせていただきます。

森林ネットワークが町の農林課の承諾を相談してこのチラシをまいた。誤解されないかというような懸念でございますけれども、そういうふうに誤解される懸念もあろう、そういう場合もあろうかと思えます。でも、町が事業を進めるに当たっては、それぞれの関係する団体であったり、事業者であったり、個人であったり、やはり自分の営業として努力される分は、町はこれは認めるべきだろうと私は思います。

これまでも、事業の中でも生活改善の事業をやりましたよ。私、2年間。これだって、それぞれの事業者が各家を回っていろいろな事業を取りましたよ。その事業者がやっている事業じゃなくて、それは町がやっていることを事業者が自分の仕事としてお受けたりして。そういう事業は結構私はあるかと思えます。すぐぱっと頭に浮かびませんが、あろうかと思えます。

ですから、今回、もしもそのような疑念を抱かれたということであるならば、その辺は十分町として考慮した中で、事業の何と申しますか、皆さん方にPRとか、その辺を考慮していかなければならないなど、そのようには思いますが、今の現状の中でそれぞれの業者の皆さん、あるいは事業をしている皆さん方が自助努力をするということも非常に大事だと思いますので、それらも認めていければなどそのように考えています。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 町当局と関係団体が連携をして普及を図る。これ自体は大変すばらしい。そのときにある一定の基準、明快な明文化したものがないと、私は公の団体がやるということについては、やはり疑念が残る。そうでなければ、チラシの中に、例えば農林課と相談されるのであれば、誤解の受けないような文言を載せる。これもしないで、例えば冷静に見て、森林ネットワークを通さなければ、この事業が当てはまらないようなニュアンスですよ、私の記憶。今手元にないですけども、そうなのかということをお尋ねしてみたら、先ほど農林課長が言ったように、伐採届け、いわゆる素材生産の証明書があれば、それは該当しますよという話ですよ。森林ネットワークが窓口ではないということ、森林ネットワークは業者として、団体としてそういうふうな普及を図ってはいるけれども、窓口ではないということにしないと、なかなか理解は得られない。あるいは森林ネットワークに入っていない業者がどう感じ取るかということですから、このところは今後検討していただければありがたいと思います。

次に、2つ目ですが、地方債の件です。一般補正の11ページですが、ここで前年度末現在高164億8,700万円、それから当該年度現在高見込額が172億5,900万円、これのいわゆる地方交付税交付金等々の、いわゆる公費の資金ですね、これがどのくらい見込まれているか教えていただけますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

交付税としてどれだけ戻ってくるかということかと思えます。まず、過疎ですと100%充当の7割、合併特例債ですと95%充当の7割ということになりますので、全体としては6割から7割ぐらいの措置という形になるかと思えますが、数値としてははっきり今申し上げることは、ちょっと手元にありませんのでご了承願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 一応公債費と地方債として出す場合には、そこまでしっかりと抑えて、概算でいいんですよ、これもいつ来るかということも分からないところがあるわけですから、でも、これがないと、ただ数字だけが独り歩きしてしまうので、今後はやはりいわゆる公的資金がどのくらい見込まれるのかということをおおよそですね、これはホームページ見ると7割くらいでしょうけれども、114億円、113億円くらい多分出ていますよね。ですから、議会のほうにもできたらそういう数字を示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 決算の段階で数字としましては出ますので、その段階でお示ししたいと

いうふうに考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 前前年度の決算は終わっていますよね。それは出ますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

ちょっと今、手元に数字を持っておりませんのでお答えすることができません。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いわゆる現在高のものは決算してないから出ない。でも、見込みとしては恐らく持っているはずですね。見込みとして出たくないというのであれば、出せる範囲で出すという。だから、今手元にないからどうのこうの、私求めているんじゃないで、そういうことを議会のほうに提示して出せる範囲で出しといたら、議会のほうの認識も高まるだろう、こういうことですので、ご意見として申し上げて質問を終わります。

○室井嘉吉議長 今ほどあった件については、議論との関係で引き続きの議論に支障が及ぶのであれば、暫時休議をして調べていただきますよ。

〔「及びません。いいですよ」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 いいですか。

〔「終わります。一般質問で言いました」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ほかにございせんか。

ないですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会に付託付議されました案件の審議は終了いたします。

上衣の着衣を願います。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 以上をもちまして、令和2年第3回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 馬 場 浩

署 名 議 員 高 野 精 一